

○ 長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第十号）

改正案	現行
（リース業務の範囲等） 第二条 規則第四条の五第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める規則第四条の五第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第四条の五第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。 一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の規則第四条の五第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額	（リース業務の範囲等） 第二条 規則第四条の五第二項第十一号に規定する金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。

の割合が百分の五十を下回らないこと。 二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社における次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。 (銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務) 第三条 規則第四条の五第二項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 六 (略) 七 リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件(中古のものに限る。)の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務(リース業務を営む場合に限る。) 八 (略)	(銀行業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し又は関連する業務に準ずる業務) 第三条 規則第四条の五第二項第三十八号に規定する金融庁長官の定める業務は、次に掲げる業務とする。 一 六 (略) (新設) 七 (略)
---	---